

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の設立認可……………(都市整備局市街地整備部民間開発課)……………
- 建築基準法による一団地の区域(二件)……………(都市整備局市街地建築部建築指導課・多摩建築指導事務所建築指導第三課)……………
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………(環境局都市地球環境部環境影響評価課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部有害化学物質対策課)……………
- 救急医療機関の協力申出の撤回……………(福祉保健局医療政策部救急災害医療課)……………
- 公有水面埋立ての免許……………(港湾局離島港湾部管理課)……………
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による処分……………(環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要(二件)……………(同)……………
- 都立公園有料施設の休場日の指定……………(建設局公園緑地部公園課)……………

告示

○都立の有料公園の休止……………(同)……………

○立入検査証の無効……………(東京消防庁)……………

東京都告示第千四百九十四号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定に基づき赤坂四丁目薬研坂南地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成十六年十月十八日

東京都知事 石原 慎太郎

一 組合の名称

赤坂四丁目薬研坂南地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成十六年十月十八日から平成二十二年三月三十一日まで

三 施行地区

港区赤坂四丁目及び赤坂七丁目各地内

四 事務所の所在地

港区赤坂四丁目十四番二十六号

五 設立認可の年月日

平成十六年十月十八日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載して行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期

限

平成十六年十一月十六日

東京都告示第千四百九十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成十六年十月十八日

東京都知事 石原 慎太郎

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

大田区羽田空港二丁目、羽田空港二丁目一番、二番及び羽田空港三丁目 三十日

一番の各一部、三番一から同番九まで並びに同番十の一部

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課

東京都告示第千四百九十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成十六年十月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

青梅市新町五丁目六番二十三から同 平成十六年十月

騒音・低周波音	<p>工事の完了後の施設の使用による低周波音は、31.5Hzで68dB、63Hzで68dBであり、人体への影響の程度の指標の「わずかに感じる程度」の音圧レベル(31.5Hzで約84dB、63Hzで約79dB)を下回る。</p>
日影	<p>計画建築物により1時間以上の日影(午前8時から午後4時までの間に7時間以下の日照)が及ぶ範囲は、北面側の7街区から東側の3街区まで及び範囲である。日影の影響に特に配慮すべき施設等のうち、豊洲三丁目公園(計画)の一部には、計画建築物の日影が及ぶが、その時間は1時間未満である。また、計画地周辺で日影規制の対象となる地域のうち、計画地東側の1街区には計画建築物による日影が及ぶが、その時間は1時間未満であり、日影規制の範囲内である。</p>
風環境	<p>計画建築物の建設後(防風対策後)における計画地及び周辺地の風環境は、4街区の地区幹線道路3号沿いにラング3が分布するものの、その他の地点ではすべてラング1又はラング2となる。計画地及び周辺の空間用途は、主に公園、広場及び親水空間であり、空間用途から許容される風環境は、ラング2であると考えられる。ただし、地区幹線道路沿いは比較的影響を受けにくい用途の場所であるため、ラング3の風環境まで許容されると考えられる。</p>
景観	<p>したがって、計画建築物の建設後の風環境は、計画地周辺の空間用途から許容される範囲内に収まるものと考えられる。</p>
建築物	<p>計画建築物は、豊洲地区の他の街区の計画建築物、施設などとともに、臨海部の新たな景観構成要素となるものと考えられるが、「副都心」として新たな市街地が形成されつつある地域としての地域の景観特性に変化はないと考えられる。</p>
廃棄物	<p>また、景観特性及び代表的な眺望地点からの眺望の変化については、「景観づくり基本方針」等に基づき設定したすべての評価の指標を満たしており、臨海部における景観形成の方針と一致したものとなっている。</p>
温室効果ガス	<p>建設発生土については場外に搬出して再利用を図り、計画建築物の建設に伴い発生する廃棄物のうち、再利用可能なものについては、極力再利用を図ることによって廃棄物の減量化に努める。また、再生及び再利用できない廃棄物についてはそれぞれの処理処分方針に基づき適切に処理処分を行う。</p>
温室効果ガス	<p>本事業においては、計画地内から排出される廃棄物に対し、収集、分別、保管等を行うための適切な容量を備え、分別作業に配慮したごみ保管室を設置する。また、計画地において発生した廃棄物が、ごみ保管室を経て運搬・処分及び最終形態に至るまでの適正な処理フローを確立する。上記のように適切な廃棄物保管施設を設置し、分別の徹底及び再利用を促進した結果、廃棄物のリサイクル率は49%となる。</p>
温室効果ガス	<p>温室効果ガスについては、施設の使用に伴う熱源施設の稼働、エネルギーの使用等により二酸化炭素(CO₂)の排出が想定されるが、本事業においては地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に掲げられている「事業者の責務」及び環境確保条例に掲げられている「業主の責務」等を果たすことを目的として、建築物環境配慮設計に基づき約20%の削減を行う。</p>

●東京都告示第千四百九十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定する。

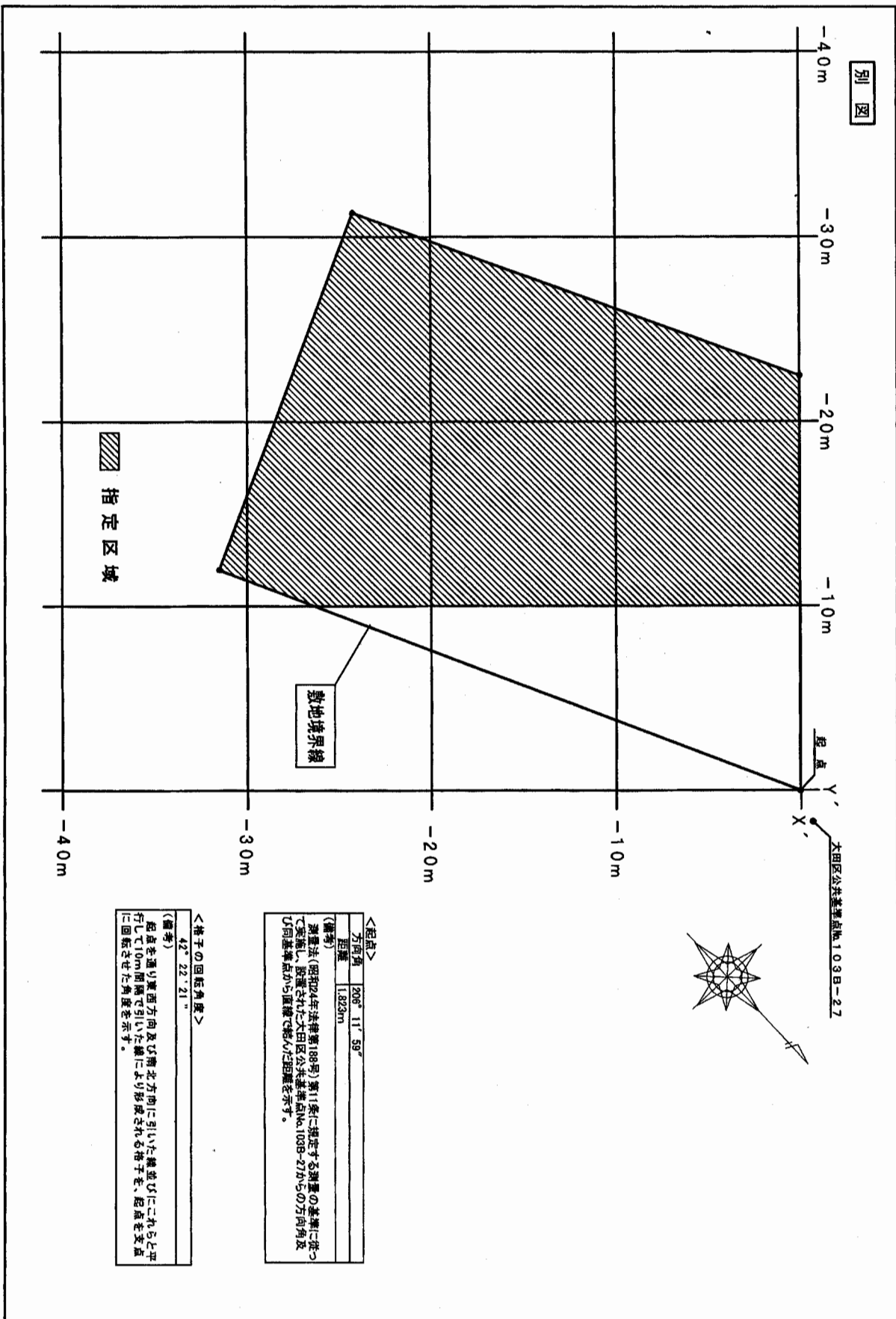
平成十六年十月十八日

東京都知事 石原 慎太郎

一 指定する区域 別図のとおり(大田区仲池上一丁目六百九十八番の一部)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第十八条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称 シスソー・ニージクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン並びにふっ素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第十八条第二項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物

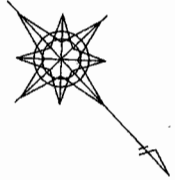


別図

指定区域

敷地境界線

大田区公共基準点No.103B-27



<基点>

方向角	208° 11' 59"
距離	1.822m

(備考)
測量法(昭和24年法律第188号)第11条に規定する測量の基準に従って実施し、設置された大田区公共基準点No.103B-27からの方向角及び同基準点から直線距離の概算を示す。

<格子の回転角度>

(備考)	42° 22' 21"
------	-------------

起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点に回転させた角度を示す。